

令和7年度青森県二毛作推進支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、近年配合飼料や輸入粗飼料の価格が高止まりしている中、県産飼料の増産体制の確立を図るため、県内で飼料の生産・販売若しくは飼料生産作業の受託を行う法人又は構成員が畜産利用するために飼料を生産する県内の農家2戸以上で構成する任意団体（以下「飼料生産組織等」という。）が行う青森県二毛作推進支援事業に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、飼料生産組織等に対し、青森県二毛作推進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費等）

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び採択要件は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）補助対象経費の内容を明らかにした書類
- （2）二毛作栽培ほ場の位置図
- （3）導入する資材や機械の数量や規模決定の根拠となる資料
- （4）事業費の見積書（3者以上から徴取すること。）
- （5）導入機械のカタログなど規格・能力がわかる資料
- （6）定款、規約等、組織の運営に関する事項を記載した書面
- （7）その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ県の指導を受けた上で、次の事項を了知の上、その理由を明記した交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

- （1）交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合はこれらの損失は事業実施主体が負担すること。
- （2）交付決定額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- （3）着手から交付決定を受けるまでの期間内においては計画の変更を行わないこと。

（補助金の交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助事業について、別表に定める重要な変更をする場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。なお、別表に定める重要な変更に該当しない場合であっても、変更の内容を十分に精査し、必要に応じて知

事の指導を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (3) 別表に掲げる区分間において、相互に流用しないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助事業に着手したときは着手届（第4号様式）を、補助事業が完了したときは完了届（第4号様式）を遅滞なく知事に提出すること。
- (6) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業等に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間整備保管しておくこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第5号様式）その他関係書類を第11に規定する期間、整備保管すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を常に良好な状態で管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (9) 補助事業の成果について、事業実施年度から3年間、各年度における事業成果報告書（第6号様式）を作成し、当該各年度の翌年度の6月30日までに知事に提出すること。
- (10) 規則第19条本文の規定により、知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合においては、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (11) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、一般の競争入札に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争入札に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができる。
- (12) 前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争入札、指名競争入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止に関する申立書（第7号様式）の提出を求めること。また、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないこと。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、補助金（概算払）請求書（第8号様式）を提出して行うものとする。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在の状況を記載した事業状況報告書(第9号様式)を、当該年度の1月15日までに提出して行うものとする。ただし、実績報告済のものは不要とする。

2 前項に定める時期のほか、補助事業の適正な執行を図るため、知事が必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業状況報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、財産管理台帳(第5号様式)の写し
- (2) 購入資材・機械、二毛作栽培(後作)及び事業実施前後の状況写真
- (3) 購入等の金額が分かるもの(領収書、委託契約書等)の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり20万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

別表（第2、第4関係）

区 分	補助対象経費	補助金の額	採択要件	重要な変更
1 二毛作の種子・資材代	令和8年度に播種する二毛作（後作）に用いる種子及び下記に掲げる資材の購入に要する経費 ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は除く。 ・肥料 ・梱包用資材 ・添加剤 ・バンカー用シート ・防鳥ネット ・その他知事が必要と認める資材	補助対象経費の2分の1に相当する額又は事業実施面積に10a当たり7,650円を乗じて得た額のいずれか低い額以内の額 なお、事業実施面積は1a未満を切り捨てる。	1 生産した飼料は県内で販売又は畜産利用すること。 2 県で実施する収量等の調査や現地研修会の開催等に協力すること。 3 事業実施年度から翌々年度までの間に、二毛作により単位面積（10a）当たりの収量を10%以上増加させる計画を策定すること。 4 種子・資材については、計画に即した適正な量であること。 5 導入した機械については、農機具共済その他民間事業者が提供する保険に加入すること。	1 事業実施主体の変更 2 各区分における補助金の増又は事業費の30%を超える増減
2 二毛作の飼料生産調製機械	二毛作（後作）の飼料生産調製に用いる下記に掲げる機械の導入に要する経費 ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は除く。 ・播種用機械 ・鎮圧用機械 ・刈取用機械 ・梱包用機械 ・動力用機械（ただし、トラクターについては、既存のトラクターでは能力又は台数が不足する場合であり、牽引が必要な上記機械と一体的に導入する場合に限る。） ・その他知事が必要と認める機械	補助対象経費の2分の1に相当する額又は10,000千円のいずれか低い額以内の額		

第1号様式（第3関係）

番
令和 年 月 日 号

〇〇農林水産事務所長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

令和7年度青森県二毛作推進支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙のとおり事業を実施したいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙（第1号様式関係）

1 事業実施主体の経営概要

（1）飼料生産状況（ha）

作付品目 （牧草、飼料用とうもろこし等）	①	②	③	④	うち二毛作栽培の取組面積
面積（ha）					

（注）作付品目には、二毛作栽培に関わらず作付している品目全てを記載すること

（2）飼料生産作業受託面積（ha）

受託品目 （牧草、飼料用とうもろこし等）	①	②	③	④	うち二毛作栽培の取組面積
面積（ha）					

（注）作付品目には、二毛作栽培に関わらず作付している品目全てを記載すること

（3）飼料販売・利用農家戸数（戸）

（4）作業受託農家戸数（戸）

2 事業の目的

3 事業実施計画（実績）

（1）事業内容及び経費配分

区分	事業内容				事業費	負担区分		備考
	二毛作取組 面積（ha）	種子・資材 （品目）	機械導入 （規格・能力）	事業量 （数量等）		県費	その他	
1 二毛作の種子・資材代					円	円	円	
2 二毛作の飼料生産調製機械								
合 計								

（注）1 「区分」の欄は、別表の区分を記載し、いずれも該当する場合は2つの区分を記載すること。

2 「事業費」の欄は、「事業内容」ごとに消費税及び地方消費税抜きの額を記載し、消費税及び地方消費税は一括で記載すること。

3 交付決定前に着手している場合、備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載すること。

(2) 二毛作栽培計画 (実績)

作物名	作業内容	計画時期	備考
(前作)			
(後作)			

- (注) 1 二毛作の前作・後作の栽培計画を記載すること
 2 実績報告時は、表題及び項目に記載の「計画」を削除すること。

4 成果目標及び取組

(1) 成果目標及び具体的な数値等

成果目標	現状値 (令和7年度) (A)	目標値 (令和10年度) (B)	増減	確認資料及び算出方法
単位面積あたりの収量10%以上の増加 (kg/10a)			(B)/(A)	

- (注) 1 収量は、現物収量を記載すること
 2 現状値には、二毛作を実施していない飼料畑の単作収量を記載すること。
 3 確認資料及び算出方法には、現状値及び目標年度の実績値の確認資料名と、目標値の算出方法を記載すること。

(2) 成果目標の達成に向けた推進体制

5 事業完了 (予定) 年月日

令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

7 添付資料

（１）二毛作栽培ほ場の位置図

（２）導入する資材や機械の数量や規模決定の根拠となる資料

（３）事業費の見積書（３者以上から徴取すること。）

（４）導入機械のカatalogなど規格・能力がわかる資料

（５）定款、規約、その他組織の運営に関する事項を記載した書面

（６）実績報告時は、購入資材・機械、二毛作栽培（後作）及び事業実施前後の状況写真、購入等の金額が分かるもの（領収書、委託契約書等）の写し

第2号様式（第3関係）

番 号
令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

令和7年度青森県二毛作推進支援事業交付決定前着手届

このことについて、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合はこれらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては計画の変更を行わないこと。

別添

区分	事業量	事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

第3号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和7年度青森県二毛作推進支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県二毛作推進支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和7年度青森県二毛作推進支援事業費補助金交付要綱第4第1号（第2号）の規定により申請します。

記

- （注）1 記以下の記載要領は、第1号様式に準じて記載すること。
- 2 変更の場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略すること。添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り、添付すること。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、同様式中「事業の目的」を「中止（廃止）の理由及びその年月日」と書き換え、その時点における事業の内容等を記載すること。
- 4 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更（中止・廃止）承認申請書」を「変更承認申請及び補助金追加交付申請書」とし、本文中の「令和7年度青森県二毛作推進支援事業費補助金交付要綱第4第1号（第2号）の規定により申請します。」を「令和7年度青森県二毛作推進支援事業費補助金交付要綱の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。

第4号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者氏名

着手（完了）届

このことについて、 年 月 日をもって下記のとおり着手（完了）したので
届け出ます。

記

区 分			
着手年月日			
完了（予定）年月日			
事業量			
事業費			
内 訳	県補助金		
	そ	近代化資金	
	の	公庫資金	
	他	自己負担	

※着手日は、入札の場合は公告日、見積り合わせの場合は見積りを依頼した日とする。
※完了日は、種子・資材については、播種等の作業が完了した日を、機械の場合は、納
品日を事業完了日とする。いずれも実施する場合は、遅い方を完了日とする。

第5号様式（第4、第9関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名：

市町村名・ 地区名	事業実施年度 令和8年度	令和7年度青森県二毛作推進支援事業					区分 二毛作の飼料生産調整機械			
地区										
事業の内容		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
導入機械	導入日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年 月 日	承認 年月日	処分の 内 容		
			県補助金	その他						
合 計										

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第 6 号様式（第 4 関係）

番 号
令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 7 年度青森県二毛作推進支援事業成果報告書

このことについて、令和 7 年度青森県二毛作推進支援事業費補助金交付要綱第 4 第 9 号の規定により、別紙のとおり令和 年度の事業成果を報告します。

別紙（第6号様式関係）

事業区分：

事業実施主体名：

成果目標：単位面積当たりの収量 10%以上の増加 (kg/10a)

<事業実績>

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 (目標年度)	達成度	備考
現状値 単作収量 (kg/10a)	二毛作収量 (kg/10a)	二毛作収量 (kg/10a)	二毛作収量 (kg/10a)	現状値と報告年度 収量の比較 (報告年度／現状値)	

- (注) 1 収量は、現物収量を記載すること。
 2 現状値には、二毛作を実施していない飼料畑の単作収量を記載すること。
 3 確認資料及び算出方法には、現状値及び目標年度の実績値の確認資料名と、目標値の算出方法を記載すること。

第7号様式（第4関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

令和 年 月 日

（事業実施主体） 殿

住 所
名 称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、青森県の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

注1 〇〇には、「売買」、「製造請負」などを記載すること。

2 この申立書において、青森県の機関とは、青森県庁の各部局の各課、各農林水産事務所をいう。

第8号様式（第7関係）

番 号
令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和7年度青森県二毛作推進支援事業費補助金（概算払）請求書

¥ —

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森県二毛作推進支援事業費補助金として上記の金額を請求します。

<請求額等>

交付決定額(A)	既受領額(B)	(概算払) 今回請求額 (C)	残額 (A-(B+C))

<振込先>

金融機関名	
口座番号	
口座名義	

第9号様式（第8関係）

番 号
令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和7年度青森県二毛作推進支援事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県二毛作推進支援事業の状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		令和 年 月 日 までに完了したもの		令和 年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		

第 10 号様式（第 9 関係）

番 号
令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 7 年度青森県二毛作推進支援事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 7 年度青森県二毛作推進支援事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注） 記以下の記載要領は、第 1 号様式に準じて記載すること。

なお、軽微な変更があった場合においては、比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。